

特定口座をご利用されているお客さまに「取引報告書」と同時に送付される書類です。

# 「特定口座 譲渡損益額のお知らせ」 の見方は？

特定口座の「源泉徴収あり」口座を選択されているお客さまの換金・償還時の  
損益金額や源泉徴収(または還付)された金額をご確認いただけます。

## 特定口座 譲渡損益額のお知らせ

### ご精算日

①が「還付額」の場合は還付金が、  
①が「源泉徴収額」の場合は換金代金  
がご入金になる日を表示します。

### 源泉徴収額

今回の損益額に対する  
源泉徴収額または還付額  
を表示します。

特定口座 譲渡損益額のお知らせ

山梨 太郎 様

取引店	口座番号	基準日	ご精算日
01	102	20XX.1.23	20XX.1.28

特定口座：源泉徴収あり

今回お取引の譲渡損益額	①源泉徴収額	②(内訳)所得税	③(内訳)住民税
<b>B</b> 34,832	7,075	5,334	1,741

平成25年以降、所得税には復興特別所得税(所得税額×2.1%)が附加されております。 源泉徴収額①=②+③

前回お取引までの 年間損益額	前回お取引までの 年間源泉徴収額	前回お取引までの 所得税徴収額	前回お取引までの 住民税徴収額
<b>A</b> 0	<b>D</b> 0	0	0
今回お取引後の 年間損益額	今回お取引後の 年間源泉徴収額	今回お取引後の 所得税徴収額	今回お取引後の 住民税徴収額
<b>C</b> 34,832	7,075	5,334	1,741

平成22年以降、源泉徴収・配当受入の口座については、配当と譲渡の損益計算を行います、  
本お知らせにこの内容は含まれておりません。 (単位：円)

### 今回お取引までの年間損益額

毎年1月から直近の換金取引までの累計損益額を表示します。

### 今回お取引の譲渡損益額

換金・償還が行われた場合、その取引に伴う損益額

(換金価額－取得単価)×口数÷10,000

例えば今回のお取引の場合…

(10,500円－10,400円)×3,483,200口÷10,000=34,832円(譲渡益:概算)

(換金価額・取得単価・口数については、P5「取引報告書(投資信託)」の見方は?」に記載)

◆「還付額」については、超過徴収となった税額を限度に還付されます。

上記の例におきましては、

【前回お取引までの年間損益額 **A**: 0円】+【今回お取引の譲渡損益額 **B**: 34,832円】

=【今回お取引後の年間損益額 **C**: 34,832円】となります。

**C** 今回お取引後の年間損益額が－(マイナス)の場合、

【前回お取引までの年間源泉徴収額 **D**】の範囲内での「還付」となります。その場合①の「源泉徴収額」は、「還付額」となり、指定口座に還付されます。